

授業時における事故と法的責任



和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖

県内のある小学校において、6年1組の児童たちが理科室でデンプン反応の実験を行っていた。水を入れたビーカーに葉を入れてアルコールランプで熱していたところ、一つの班のビーカーが割れ、お湯が飛び散る事故が発生した。担任教師は、当該班に駆け付け、怪我等の状況を把握するとともに、全部の班の実験を中止した。幸いに、お湯は児童にはかからず、またガラス破片による怪我等もなかった。その後、保健室で当該班の児童の怪我等の状況を確認した。

その後、管理職に事故の報告があり、事故の状況を児童から確認し、その原因を関係職員で検証したところ、ビーカーをかき回して誤って倒してしまったことによるものであった。

また、事前の予備実験の実施、理科室並びに備品等の定期点検も確認し異常はなく、当該実験の前日準備においても備品等の異常は確認されなかった。

【関係法令】

学校保健安全法第26条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（略）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（略）において、適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備、並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国家賠償法第1条1項 国又は公共団体の公

権力の行使に当る公務員が、その職務を行ううについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

ワンポイントレッスン

学校事故は、文字どおり学校で発生した事故であるが、その内容は多岐にわたる。学校事故や学校災害というと、地震等の自然災害による事故や不審者侵入による事故、交通事故等に目が行きがちであるが、学校内における授業時の事故例も多く、また、大きな事故とはならなかったものの、ヒヤリとしたケースを経験した教員も多いと思われる。

1 理科の授業時の実験と教師の責任

理科の授業中に行われる実験は、薬品や火気の使用、ビーカーをはじめとするガラス製器具、電気や特殊な装置の使用など、実験そのものに事故発生の危険性が内在している。

当然そこには、担当教員として実験内容とその危険性を踏まえ、起こる可能性のある事故を予測し回避するために、①安全な実験方法の選択②使用する実験器具の点検と準備③適切な実験の仕方と注意すべき点を指導する義務を負っている。

また、授業時には、児童生徒の実験の状況を注意して観察し、必要に応じて適切な支援や指導をする義務がある。

さらに、万が一事故が発生した場合に、児童生徒の被害防止やその拡大を防止する義務を負っている。

2 授業の実験と教科書等の関連

理科の実験を実施する上での実験方法例や

実験器具等の使用については、教科書や学習指導要領等に記載されており、それに準拠したり、注意事項に着目したりして実施したかは重要な点であり、過去の裁判例等から、事故防止のための予見可能性や結果回避義務の基準となり得るものと考えられる。

なお、教科書や学習指導要領等に記載されていない実験方法を選択したり、別の実験器具を使用したりする場合、事前に発生する危険性を予測し、それを回避するための方法や手立てを講じることが最も重要なことである。

3 裁判の判例等から

平成2年、東京都の立川市の小学校において、6年生理科「ロウソクの炎とアルコールランプの炎の違い」の実験中、別の児童がアルコールランプの炎をロウソクに移そうと傾けたところ、火口部分が外れ、勢いよく飛び出し、女子児童の衣服等にアルコールが飛び散り、顔面・首・手等に火傷を負った事故では、原告が当該児童の両親・小学校の管理者である市に損害賠償請求をして東京地裁において勝訴し、市などに4240万円の支払いが命じられたが、市が控訴し、最終的に東京高裁にて和解が成立した（平成14年7月29日）。

この事故では、平成13年9月に東京地裁は、「国家賠償法第1条に基づき、指導していた教諭の職務上の過失によって原告の被った損害を賠償する責任が存することは、当事者間で争いが無い。（中略）本件事故による原告の障害、後遺症が重くなったのは、本件事故後直ちに救急車を呼ぶことをせず、保健室で医療に素人である学校職員に対処させ、病院に搬送するに当たって、その学校職員の自動車で、学校に距離的に近い立川病院ではなく、より遠い立川総合病院に搬送し、そこで皮膚科の医師が不在であったため、漫然何らかの措置を施すことなく、無為に時間を過ごし、（以下略）」と判決を出している。

実験中に担任教師の職務上の過失があった

こと、担任教師の事故発生後の対応と学校の対応等の過失責任について厳しく指摘している。

4 本ケースから考えること

当該校のケースでは、実験方法や器具使用は適切であり、予備実験と事前の器具の点検が行われていること、実験に際しての注意事項は図解を基に事前指導をしていることは適切である。また、事故発生直後の児童の怪我等の状況を確認し、その時点で実験を中止した点も適切である。

しかし、怪我等の状況は、素人の見た目では判断できない場合があるので、念のため医療機関での診察は大切であり、心配な場合は救急車の要請が必要となろう。

5 学校事故と法的責任

学校事故は、普通教室や特別教室での授業時の事故、学校行事における事故、休憩時間における事故、さらには登下校時の事故など多岐にわたり発生している。

学校及び教員は、児童生徒が学校の管理下にある間、その安全を確保する法的責任を負っている。公立学校の場合、不幸にして事故が発生し児童生徒の生命・心身の安全が脅かされた場合、民事上、刑事上、行政上の責任が問われる可能性がある。通常、民事上の責任は、国家賠償法が適用される。なお、昨今の判例では、著しい教員の注意義務違反から教員個人に対して刑事罰が適用され、罰金刑を命じた判決が下されている。

以上のように、一般的な安全配慮義務を基礎として示される注意義務に違反した事実があれば学校は法的責任を問われることになる。

6 おわりに

実験や体験、運動など体を動かす教育活動は児童生徒が楽しみにしている場合が多く、適切な指導の下で、安全に十分留意しながら実施し、授業の楽しさをこれからも伝えることを期待したい。